



鳥取県公報

平成14年12月6日(金)
第7441号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (100) (景観自然課)	1
告 示	結核予防法による医療機関の指定 (610) (健康対策課)	3
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (117)	3
調達公告	落札者の決定 (電子県庁推進課)	4
雑 報	平成14年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者.....	4
正 誤	平成14年8月6日付鳥取県告示第428号中訂正	5
	平成14年9月17日付鳥取県告示第483号中訂正	5

=== 公布された規則のあらまし ===

鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 次に掲げる規則について漁業再建整備特別措置法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 鳥取県立自然公園条例施行規則
 - (2) 鳥取県自然環境保全条例施行規則
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第100号

鳥取県立自然公園条例施行規則及び鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表第1（第15条関係）</p> <p>（1） 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（<u>沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）</u>）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>サ～タ 略</p> <p>（2）～（9） 略</p>	<p>別表第1（第15条関係）</p> <p>（1） 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（<u>漁業再建整備特別措置法（昭和51年法律第43号）第2条第2項に規定する沿岸漁業をいう。以下この号において同じ。）</u>の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>サ～タ 略</p> <p>（2）～（9） 略</p>

（鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第2条 鳥取県自然環境保全条例施行規則（昭和50年鳥取県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表第1（第14条関係）</p> <p>（1） 工作物を新築すること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>（ア）～（キ） 略</p> <p>（ク） <u>沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）</u>）を使用して行うものを除く。）をいう。別表第2第1号カにおいて同じ。）の構造の改善に関する事</p>	<p>別表第1（第14条関係）</p> <p>（1） 工作物を新築すること。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>（ア）～（キ） 略</p> <p>（ク） <u>沿岸漁業（漁業再建整備特別措置法（昭和51年法律第43号）第2条第2項に規定する沿岸漁業をいう。別表第2第1号カにおいて同じ。）</u>の構造の改善に関する事業に係る施設</p>

業に係る施設 (ケ)～(ム) 略 工及びオ 略 (2)～(11) 略	(ケ)～(ム) 略 工及びオ 略 (2)～(11) 略
---	-----------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第610号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あすなる薬局	倉吉市上井町一丁目12 - 7	平成14年11月14日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第117号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成14年12月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,820
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,496
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,791
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,998

倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,140
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,038
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,003
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,638
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,061
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,201
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,022
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,767

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量

借入物品 ノート型コンピューター 566台

購入物品 ソフトウェア ライセンス数566

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成14年11月7日

4 落札者の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目4 - 1

5 落 札 金 額 月額2,164,575円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入 札 公 告 日 平成14年10月25日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部電子県庁推進課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

雑 報

平成14年10月20日に実施した鳥取県知事の委任に係る平成14年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年12月6日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小 野 邦 久

竹内直也 濱橋通代 松本政彦 向井明美 坂本憲一
森田浩章 中尾修一 藤原晃 岡崎岩男 生田二郎

小林 弘 行	長 澤 暁	山 内 修	山 本 潔	藤 野 純 一
小 椋 誠	谷 本 貴 之	高 橋 正 憲	山 根 和 哉	田 中 武 彦
塩 谷 泰 子	田 淵 基	坪 内 孝	今 西 智 子	邨 上 幸 恵
中 島 義 喜	西 村 弘 樹	松 田 久 永	内 田 貴 彦	八 田 恵 子
懸 樋 弘 樹	黒 田 貴 輝	山 下 秀 明	福 原 寛 之	柳 川 司 朗
山 川 真 也	小 谷 昌 弘	西 郷 公 久 枝	山 本 祐 一	来 海 裕 一
山 内 茂	土 堂 美 代 子	池 本 丞 二	中 村 敦 夫	阪 田 哲 哉
山 田 賢 治	椋 田 礼 子	宮 本 英 次	前 田 耕 太 郎	柴 崎 光 郎
扇 谷 千 春	後 藤 秀 一	山 崎 暁 通	羽 島 雅 彦	大 森 光 佐 子
河 本 誠 行	森 脇 将 司	西 原 洋 司	道 下 誠	谷 口 直 子
藤 原 雅 彦	戸 田 雅 之	森 本 邦 彦	田 中 洋 一	小 玉 ま ゆ み
藤 原 か ず え	西 古 健 二	川 上 篤 史	有 田 正	石 飛 善 行
森 本 尚 夫	山 根 和 也	橋 本 篤 賢	安 井 啓 介	岩 永 恵 子
小 林 範 丈	佐 藤 よ し 彖			

正 誤

平成14年8月6日付鳥取県告示第428号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行	誤	正
6 7	曹源寺谷	字曹源寺谷

平成14年9月17日付鳥取県告示第483号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行	誤	正
2 18	字赤鯛5339	字赤鯛5539

